



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 19 日 (火)
第 7 9 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	救急病院の認定 (76) (医療政策課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (77) (経済政策課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (78) (森林保全課) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (79) (東部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (80) (〃) 5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (81) (中部総合事務所県民局) 5
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (3件) (森林保全課) 6
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 11

告 示

鳥取県告示第 76 号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	平成23年2月19日
鳥取市立病院	鳥取市市場一丁目1	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃
国立大学法人鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	〃
労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町6	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	〃
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目1-46	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
医療法人元町病院	境港市上道町1895-1	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	〃

鳥取県告示第 77 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター

米子市末広町 311

2 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

変更前 米子市末広町 58

変更後 米子市末広町 311

3 変更年月日

平成 17 年 3 月 16 日

4 変更する理由

土地区画整理事業の実施に伴う地番の変更のため

5 届出年月日

平成 20 年 2 月 1 日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成 20 年 2 月 19 日から 4 月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部経済政策課

米子市糺町一丁目 160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第 78 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町神垣字カシ谷208、字峠240、字上峠244、244の1、247の1、字藪ノ内246、246の1から246の3まで、247、248、249の1、249の2、字反田250の1、251、252、253の1から253の3まで、254、254の2、255、255の1、字後谷256から258まで、258の1、259の1、字山ノ神ノ下260の1から260の3まで、261、261の1、262、263の1、264から266まで、266の1、267、267の1、字堤ノ下269、270の1、270の2、270の4、271、271の1、272、272の1、273、274、276、277の1、277の2、279、279の1、280、281、281の1、282、283の1、283の2、284から286まで、286の1から286の3まで、字下大平山560、字畑山562の3、565の2、566の2、国府町高岡字高山岳908、字一ツ谷909、国府町栃本字尾崎平683の6から683の9まで、

683の11、683の16、683の28から683の37まで、683の39、683の41から683の44まで、683の49、683の50

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町岡益字イヂラ山642、字大堤谷643、字笑道648の1、648の6、字繁谷北685、688、690、690の3、字細尾山695の1、695の2、国府町美敷字小鉄甲670の2、国府町高岡字小柳内谷949の1、949の3から949の15まで、国府町神垣字奥松尾614の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

国府町岡益字繁谷北685(次の図に示す部分に限る。)、688、690、690の3、字細尾山695の1、695の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町宮下字奥新場谷637の2、字矢谷638の2、639、字上之山654の2、654の3、字銭ヶ谷659の1(次の図に示す部分に限る。)、国府町町屋字頂556、556の1、字天神谷564、字鷲山565の1、565の2、字口ヲツ谷566の2、字甌山574の2、国府町美敷字岡ノ尾626、字岩ヶ平745の15、745の16、字護喜田756、国府町高岡字中尾947、国府町神垣字藪ノ内247の2、字反田250の2、国府町三代寺字袋谷457の3、457の6から457の8まで、457の10、国府町広西字大谷511の7、511の10、511の16から511の20まで、511の25、国府町清水字高平402の2、国府町新井字陰滑357の3、字大畑ヶ359の2、国府町中河原字穴ヶ田354、354の1、354の2、355の1から355の4まで、356から358まで、358の1、360から366まで、369、369の1、370、字ナル畑359、359の2、361の1から361の5まで、371から374まで、459の1から459の3まで、460の1、460の2、字石田口375、375の1、376、376の1、378、379、379の1、字芋堀土居461の1、461の2、470の1から470の3まで、字落シ平557の2、国府町荒舟字向河原27の1、字向山636の1、国府町上荒舟字畑ノ谷446、446の1、447、字宮ノ後562の1(次の図に示す部分に限る。)、字小虫谷奥644の20、644の21、644の62、644の63、644の67、644の69、字上地谷口693

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 79 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
有限会社ウエヤマ 代表取締役 上山 生恵	鳥取市美萩野一丁目 118-22	あおぞら薬局	鳥取市桜谷 367-2	居宅療養管理指導	平成 20 年 1 月 31 日

鳥取県告示第 80 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
有限会社ウエヤマ 代表取締役 上山 生恵	鳥取市美萩野一丁目 118-22	あおぞら薬局	鳥取市桜谷 367-2	介護予防居宅療養管理指導	平成 20 年 1 月 31 日

鳥取県告示第 81 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年4月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成20年2月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさと遊誘駅舎館

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

中本 博泰

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市上井159-3

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県中部地区の玄関口として多くの人々を送迎しまた出会いの場として地域の賑わいと発展に寄与して来たJR倉吉駅が改築され橋上駅として南北の連絡機能を強化し更に多くの人々の便宜を図ることに合せ、倉吉市が隣接ビルに中部地域住民交流スクエアとしての拠点（以下交流プラザと言う）、多目的ホール他地区物産展示店舗、チャレンジショップ、又温泉観光地区としての案内や倉吉市行政のサービス窓口、整備された市営駐輪・駐車場等新しくサービス機能を付加し、期待される中部地区玄関口としての役割を果そうとする事業を倉吉市に代わり取組み、併せて倉吉駅周辺の活性化に関する事業を行い、地域の発展に寄与する事を目的とする

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年1月29日付鳥取県告示第36号）の内容

（告示の内容）

1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岡垣宇三郎	八頭郡八頭町麻生字小池 551
〃	八頭郡八頭町麻生字小池 552

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

横山 正實	八頭郡八頭町郡家字通谷西平 752 の 1
-------	-----------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変
更予定の告示(平成 20 年 1 月 29 日付鳥取県告示第 37 号)の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

野田喜代蔵	八頭郡八頭町別府字下モ山 492 の 1
-------	----------------------

藤田 秀雄	八頭郡八頭町下峰寺字元結谷 486 の 14
福山 正治	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 20 年 1 月 29 日付鳥取県告示第 38 号)の内容
(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宮崎 脩	八頭郡八頭町明辺字トイシ谷 692 の 3
橋本喜代治	八頭郡八頭町明辺字トイシ谷 692 の 14
勝原 篤利	八頭郡八頭町明辺字トイシ谷 692 の 17

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

坂本 仕	八頭郡八頭町姫路字上河原 407
------	------------------

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森本 駒藏	八頭郡八頭町覚王寺字向イ田 71 の 2
山本 新松	八頭郡八頭町覚王寺字向イ田 72 の 2
〃	八頭郡八頭町覚王寺字向イ田 72 の 4
岡垣 豊	八頭郡八頭町落岩字東谷 343 の 5
勝原 丈藏	八頭郡八頭町落岩字山口 709 の 20
吉田 幸一	八頭郡八頭町姫路字上河原 425
中村 シマ	八頭郡八頭町姫路字荒堀 458 の 2
村上 久吉	八頭郡八頭町姫路字池ノ尾 576
中村 六藏	八頭郡八頭町姫路字池ノ尾 578 の 2
宮本 金治	八頭郡八頭町姫路字池ノ尾 579 の 2
永田亀太郎	八頭郡八頭町姫路字石ヶ谷 805 の 27
中村 寿之	八頭郡八頭町姫路字坂根ノ一 825 の 10
安部大次郎	八頭郡八頭町福地字於登原谷 603 の 6
宮崎 脩	八頭郡八頭町明辺字山根 695 の 18
中尾 関藏	八頭郡八頭町明辺字山根 695 の 20
石谷 徳美	八頭郡八頭町明辺字山根 695 の 21
宮崎 脩	八頭郡八頭町明辺字山根 698 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる 事務所の所在 地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地 及び面積	採取をする岩 石の種類及び 数量	認可の期間	
株式会社西日 本鉱業 代表取締役 西村 信義	鳥取市気高町 新町三丁目26	鳥取市有富字外 輪谷口463外133 筆 (469,371.2平 方メートル)	安山岩 (357,436.4立 方メートル)	平成20年1月11日 から同年12月24日 まで	平成20年1月 11日
環境プラント 工業株式会社 代表取締役 河本 弘文	米子市高島 130-1	西伯郡南部町東 上字切塞1250外 14筆 (91,639平方メ ートル)	風化花崗岩 (39,736立方 メートル)	平成20年1月23日 から平成23年1月 22日まで	平成20年1月 23日
有限会社工房 鉱業 代表取締役 西原 利幸	東伯郡湯梨浜 町大字漆原 388	東伯郡三朝町大 字片柴字岡平 645外14筆 (85,787平方メ ートル)	風化花崗岩（真 砂土） (60,590立方 メートル)	平成20年1月25日 から平成23年1月 24日まで	平成20年1月 25日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の5第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称 及び代表者 の氏名）	住所（主たる事務所の 所在地）	採石場の所 在地	認可の内容			認可年月 日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
吾妻産業有 限会社 代表取締役 足立 収	岩美郡岩美 町大字新井 555-1	鳥取市福部 町高江字岡 ノ谷362- 1外5筆	採石場の面積	1,297.41平方メー トル	1,423.92平方メー トル	平成20年 1月4日
			採取をする岩 石の数量	3,935.76立方メー トル	4,402.56立方メー トル	
			認可の期間	平成19年5月15日 から同年11月14日 まで	平成19年5月15日 から平成20年5月 14日まで	

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件及び予定数量

ノーツデータベース開発・改修等業務 195 人日

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、(1)の業務の実施に要する 1 日当たりの単価として見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 4 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 2 月 19 日（火）から同年 3 月 26 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措

置を受けていない者であること。

(4) 平成 20 年 2 月 19 日 (火) から同年 3 月 26 日 (水) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(5) 次の条件を満たす技術者を 1 名以上有するとともに、当該技術者を原則として週 1 回以上県の指定する場所に駐在させ、業務を行わせることができる者であること。

ア IBM 社 Lotus Software 資格のうち、「IBM 認定アソシエイト・デベロッパー」以上の資格を有するか又は同等程度の技能を有すること。

イ 次に掲げるコンピュータのソフトウェアの基本操作ができること。

(ア) Microsoft Excel 又は Lotus 123

(イ) Microsoft Word 又はジャストシステム一太郎

(ウ) インターネット閲覧用ソフトウェア

(6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857-26-7615

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 20 年 2 月 19 日 (火) から同月 29 日 (金) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3363>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成 20 年 2 月 19 日 (火) から同月 29 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 26 日 (水) 午後 2 時

鳥取県庁第 1 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の (1) の場所に平成 20 年 3 月 7 日 (金) 午後 4 時までに提出し、その確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1日当たりの単価として見積もった金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1日当たりの単価として見積もった金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した調達に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。